

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、平成 28 年度及び平成 29 年度の地域活動推進費補助金の交付決定が横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日規則第 139 号）に違反し、違法又は不当であると主張しています。

しかし、請求人が違法又は不当であるとして挙げている理由は、文化部や夏祭りなど町内会内部の運営に関する意見であり、交付決定そのものの違法又は不当の理由を摘示していません。さらに、当該補助金が文化部や夏祭りの財源に充当されたのか、また、充当されたとすればどの程度充当されたかなどの具体的な主張がなく、市に損害が発生しているかどうか明確ではないため、交付決定が違法又は不当とする事実を具体的に摘示したものと認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。